

社会福祉法人山王みどり会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 山王みどり会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬に関する事項を定める

(常勤役員等の報酬)

第2条 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり、無報酬とする。

(支給日)

第4条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(公 表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

別表1（理事長の報酬）

役職	役員報酬額
理事長	月額100,000円